

保護課長 南真一(用)

H25.1.28作成内容(11/30南・梶間のみらいとの面談時聴取内容・12月3日～6日)	11月30日 ◎11/30の南・梶間がみらいと面談し聴取した内容 みらいは来庁するや①困って阪南市さんにいくら相談しても何もしてくれない。この話は既に泉南市さんでも了解済みですが、とにかく今回の解約は半端な気持ちではありせん。直ぐに辞めたいので阪南市さんもお願います。と一方的に主張した。南や梶間はただ、阪南市のお客さんの事で泉南市にも迷惑をかけて申し訳ありませんとお詫びする形でみらいの主張に対してメモを取る。その時に記録したものが下記聴取した主簿内容11項目である。それはみらい側の一方的主張で解約前も、又解約後も正式なみらいからの解約理由を記した文書は取らずに、その上その主張の裏付けとなる証拠も取らず、また一切検証もなかった。そして4日後の本人様としての別の電話の件での打合せ時に、ご本人了解なしで即解約の証人としての勝手にご自宅に同席する事を了承する。その為ご本人様宅訪問のみらいではなく、ご本人様を騙す形で市職員立ち会いの元即サービス停止を通告する為にお邪魔する事になった。もちろんご本人は本来の電話の件で打ち合わせに来ると思っていた。 下記解約理由は①～③までは11月30日に聴取した内容と、④～⑥逆は、解約後に違法解約を何とか正当化する為に無理に追加してみらいから11月6日と14日に聴取した内容。なお5日夜にいきなりみらいがご本人様に伝えた解約理由は「夕方事務所へ帰ってきたらヘルパー達が、会社と現場さんの仲が悪いと聞いたので全員行きたくないと言われてサービスが出来なくなりました。というものであった。なお5日に梶間が聞いたのはとにかくサービスに行ける人がいなくなったというものであったが解約後の13日にはご本人には「弓場氏の家に訪問すると身に危険を感じる」というものであった。ご本人様によると泉南市の野口職員は「既に4日に事業者が辞めたいと言ったのでただけでヘルパーが嫌というなら仕方ないと言って解約を認めてくれたので解約した」となっていた。全て30日に阪南市に伝えていたみらいの解約理由は下記①～③迄の理由であったが、全て変節していた。
H25.12.11作成(事実内容について訂正・注釈)	◎今般のみらいの解約の発端は下記内容で起きたものである。ご本人が採尿器具(おまる)購入する際、購入器具に詳しいヘルパーに伝えたく、ご本人に直接連絡して欲しい旨を事務員に伝える。が、みらいは「社のルールで不可能」と拒絶する。ご本人が社長に一度話したい旨をケアマネジャーを通じて伝えるが、みらい社長はご本人様との対話機会を無視し、一気に泉南市と阪南市に「お金を払わないとか、すぐに裁判になる」という事実無根の作り話や既に解決済みの話を意図的に歪曲して伝え、両市自治体に後押しさせて故意に猶予無し介護サービス停止を敢行したものである。今般のみらいの契約不履行はご本人やケアマネジャーに会うと難しいので、両市の支援が必要になり無理にご本人を不信行為として作り上げて両市を利用してはならなかった。みらいは11/30南・梶間に対して、みらいの事業者管轄所在地である泉南市野口氏から今般の事前告知無しで即解約、即介護サービス停止の了解を既に得ているという旨を伝えた。みらいによくと野口さんはこの即解約は泉南市だけではなく、保険者である阪南市にも伝える様に言われて来庁したというものであった。そしてこの即解約の意志はことその他強く、保険者である阪南市もその場で今般の契約不履行を認めてしまった。阪南市は民間同士の契約にも拘わらず、大事な契約書すら考えずただ自治体同士の互助精神の誤まった結束意識で阿吡の呼吸で所在地管轄泉南市の意向を酌んで安易にみらいの希望通りの即解約が出来た様に後押ししてしまった。というのも、みらいの所在地である泉南市野口氏もみらいの希望を叶えるために阪南市の協力を得る為にわざわざ阪南市を尋ねさせたものである。南も泉南市の顔を立てる為にも敢えて禁忌である民間同士の契約に足を踏み外し介入してしまった。それは、通常の解約では無く、介護サービス契約違反のみならず明らかな故意による違法行為であって、厚生省の介護事業者指定取り消し等の行政処分対象になる遵守義務違反でもあるのであるが、敢えて泉南市も解約を了解していたのでとにかくご本人は眼中になく何の悪びれも無く、後先何も考えずに協力してしまった。普通の解約であれば民間同士で解決する方向で指導するのであるが阪南市はみらいの「何もしてくれない」と言われたのと、又みらいの「是が非でも解約する」という強固な意志の勢いに押されてしまい、この日の一時間の間にみらいの不法解約を止めるどころか協力してしまった。

◎11/30の南・梶間がみらいと面談し聴取した内容 ・ご本人と契約してから約1年半、従業員は誠心誠意で訪問し支援してきました。しかし、ご本人の態度や言動から、担当した従業員たちは皆精神的に傷つき、また事業者側の意向や方針を説明した時に、ご本人から「裁判に訴える」と言われたことで、西之坊社長は、誠心誠意尽くしても、これ以上ご本人の意向に沿う支援ができずもう限界だと、判断した。 ・そのため、とにかく契約解除をしたのだが、ご本人に契約解除を前提に話しあうのにも、激怒したり、必要以上に長くなったりして、冷静に契約解除の話し合いができないので、市職員も立ち会っていただけなかった。	◎序章の前半について 私が訪問した時や、たまたまヘルパーさんと弓場氏との会話のやりとりを見る限り、関係はうまくいっていた。また11月2日のみらいとすこやか会の担当者会議も、わきあいあいとして進みうまくいっていたように思う。また今まで裁判に訴えることを聞いたことがない。 ・契約の契約解除の話について ・後解の契約解除の話は聞いたことがない。 障害者に対する差別とも受け取れ、弓場氏を悪者扱いするのは筋違いである。
みらいが11月30日に具体的に主張した11項目内容 ①30日主張 ■11/27(火)サー責(奥永・和田)がご本人宅を訪問した際に、ご本人よりヘルパーと直接やりとりがしたい時はどうしたらよいのか、事業者の答えがほしい(「事務所にTELしてもよいが社長に確認して。1)と依頼があった。その時に「会社の論理を振りかざすようなら、裁判で訴える」というようなことをご本人が話す。 ②30日主張 ■以前にも、ヘルパーに「障害を持つ人を簡単に切り捨てるような事業者なら裁判する」というようなことを話し、不安になっていた。これまでヘルパーが不安を訴えても、西之坊社長は、「そんなことをする人ではない。誠心誠意接すればそんなことはしない。」と説得してきたが、このように事業者との信頼関係も揺らいでいる中で、事業者もヘルパーもギリギリの状態関わっていたことを理解してほしい。 ③30日主張 ■電話対応したサー責の態度が許せないと11/24(土)に事業所に電話があった。みらいは、担当制ではなく、数名のサー責が全ケース関わる仕組みなので、同じサー責の中森さんを外すことは組織としてはできない。中森さんをご本人が受け入れられなければ仕事ができない。組織のやり方にご理解いただけないのなら、今後、サー責提供は難しいのではない。 ④■みらいの事業所の方針で「事業所の立て替え払いにはできません。」と本人に伝えても聞き入れてもらえず、やむを得ず立て替え払いをして集金に行くと、「体調が悪いのに集金に来た。」などとトラブルになった。要望を聞いても結局トラブルにつながった。ご本人は、「他の事業所ではしてくれ。1などと訴えられるが、事業所ごとトラブルを避けるために体制を整えていることを理解してほしい。	左記みらい主張に対するご本人ケアマネジャーの田脇氏説明 ①裁判の話は聞いたことがない。この話は11月27日に弓場氏と打ち合わせをした奥永氏の、恣意的な本質をすり替えた作り話である。弓場氏から聞いたのは一般論の話だっと思う。飛躍的に事実を歪曲にしたもので、解約したいための虚偽である。 ②一方向的な解約のための話である。ヘルパーさんとは仲がうまくいっていて、弓場さんが、ヘルパーが原因で訴えるようなことはしない。どうしてそんな話になるのか理解できない。 1、2番とも弓場氏が現実的に裁判を起した訳でもなく、信頼関係を壊ねたという因縁をつけて解約理由をつけるのは身勝手な作り話である。 ③中森氏はレギュラーヘルパーでなかった。他の人達は順調にサービスを実施してきた。2012年2月に三度程中森氏のサービスを受けたが、態度が事務的で、思いやりが感じられないと言って社長に交代をお願いし、了解済みであった。その後は中森氏との接触はない。1年近く現体制でやって来た。今まで1年やって来て今更そんな屁理屈を持ち出して論外である。同業社からみたらナンセンス、1年近く組織をやってきたのに、どうしていまさら？と思う。 ④弓場氏が立替払いをお願いしたという事はみらいから一度も聞いたことがない。私も取引してきたが、立替払いをしたことはない。お金の問題で、他事業所とトラブルがあったとか立替払いの話は聞いたことがない。この話は、みらいの方が前日に一言も集金に行くことを伝えず一方的に朝一番集金した。当日午前、午後と二人来る予定であったが弓場氏が持ち合わせがなかったのと、弓場氏は体調がすぐれず寝てしまったために午後の方にお願いした。逆にみらいが身勝手ですぐに出す様に要請し、体調がすぐれない弓場氏をたたき起こして、キャッシュカードで引き出させて朝一番に集金した話である。そして即刻集金を受け取った話である。完全なみらいの解約の為の捏造話である。

⑤■訪問、電話で長時間拘束され、事業所の業務に支障が出ることでつらい。ヘルパーは、身体介護の報酬算定できない状態で、時間が来ても引き止められ、帰れない。	⑤弓場氏は介護保険制度システムについて、こと細かくは伝えていなかったが、体が大きな時は無理して動く必要はないが、安全のために、一緒に介助を受けながらサービスも可能であると伝えていた。 尚、訪問の長時間拘束の問題は私から弓場氏へ言ったことはなく、みらいの社長からこの話を聞いた時、ちゃんとヘルパーさんから弓場氏に言ってください。と伝えていた。その後本当に続いているとすれば、ケアマネジャーにそのように言ってくれば良いのであって、これまで何も言わずに今になってこのように言うのは心外であり、すべて弓場氏の責任にするのは失礼である。
⑥■本年2月にヘルパー派遣時間(1時間半)中、人格を否定された暴言が続いた。当該ヘルパーは事業所に戻ってから非常にショックを受け泣き続けた。この件は他のヘルパーにも同様にご本人の事業所に対する信頼関係への不安を抱かせた。	⑥この話は、ヘルパーSさんとの話である。Sヘルパーはまず買物へ行くため、往復でほとんど一時間近く使ってしまう。そのあと食事用意しているので、1時間半中というこの内容は明らかにウソである。この話はNヘルパーのおせっかいな話を間違っている聞いてしまえばSヘルパーが全員辞めるさんをしていいると勘違いし、「他の人を巻き添えにしてほしくない」と言ってしまった話である。この問題は弓場氏が社長やSヘルパーに誠意を持ってお詫びし、社長も納得して一年近く続いていた。どうしてこれが人格否定になるのか理解出来ない。ましてこの話はもう一年近く前の話であり、今からショックだから全員行けないという理由には結びつかない。最初から解約のためのいがかかりである。
⑦■本年2月以外にもヘルパー一人に攻撃するような人権無視の発言があった。	⑦みらいの西の坊氏からは一度も人権無視の事を聞いたこともない。今までも弓場氏は人権無視をしたと言った話を他の事業所からも聞いたことも無い。その前に人権無視の定義すら分からないのになんかこのように言うのか分からない。
⑧■味付けが気に入らないなど調理の行為についてはヘルパーは頑張れる。しかし、謝罪をしても援助中そのことを言い続けられたり、ヘルパーの人権(人格)を否定するような「よく夫は我慢しているな」というような発言がある。	⑧弓場氏の話では、卵焼きで砂糖や醤油を入れずに塩だけで味付けするヘルパーさんがいたので、皆さんは卵焼きに砂糖は入れませんか？と尋ねた事が一度だけあったと言った話である。それがまた尾ひれがついて人格否定までになってしまうのは完全に言いがかりである。
⑨■学歴・職歴のことを聞かれるのが、個人的なことを聞かれるので不快だ。	⑨みらいからや、弓場氏から言われたとかは一度も聞いたことがない。 今までも弓場氏が以前取引していた他業者ヘルパーや私のヘルパー達からこんなこと聞いたことがない。私の会社のヘルパーも、同業者ヘルパーも今までこんなこと言わずにみんな頑張ってくれている。不愉快であれば私や弓場氏に一度言ってくれれば良い。
⑩■ヘルパーは家政婦ではなく介護保険の制度上、利用者と対等なのに、何でも言うことを聞くように要求される。	⑩みらいから一年半一度も聞いたことが無い。ずっと一年近くまぐやくっていた。11月のケアプラン会議も和気あいあい終了していた。奥永氏が弓場氏に頂いた花王製品が気に入っているとお礼を言っていた。弓場さんの好きな料理を勉強する為にヘルパー達とみんなで食事に連れて行ってくださいと奥永氏自ら嬉しそうに誘っていた。どうして一か月も経たない内にこんな事が出来るのか、人間性を疑う。

⑪ ■ヘルパーに「帰れ」「来るな」と言うので、これまで6人のヘルパーが交代になった。行けるヘルパーがいなくなっている。1回だけの訪問でそう言われ、結局辞めて行ったヘルパーもいる。ヘルパーからは、人間として扱ってもらえない、召使い以下の扱われ方との訴えがある。

⑪ヘルパー交代の時はすべて社長とは全て了解済みである。こんな「帰れ」とか聞いたことはない。西の坊社長もその都度報告されていたので、今頃このようなことを言われるのは心外だ。この件も社長納得していた。この話は新人ヘルパーが弓場氏宅訪問2回目の時に突然来なくなった。西の坊氏に尋ねたら、ヘルパーが「買う肉の量にいちいち言われたら、やる気にならない」と2回目で会社を辞めてしまった。弓場氏が話を説明して、失礼をしたと告げたら、笑って快く答えて「これぐらいの事で辞めるのであれば続かないので仕方ない」と納得していた。この話は弓場氏が、「量が食べられないので、いつものヘルパーさんと同じ100gをお願いしたら来なくなった」と言う話である。この話は完全な悪意ある内容にすり替えられている。また他のヘルパーの交代についても私も社長も弓場氏も双方納得済みで、終わっていた問題であり解約のための言い掛かりしかない。

H25.12.11作成(事実内容について訂正・注釈)

H25.1.28作成内容(11/30の南・梶間がみらいと面談し聴取した内容・12月3日～6日のこと)

12月3日

◎課内で協議(南課長、梶間、植田、地域包括支援センター2名)
 ・11/27(火)にサービス提供責任者がご本人宅を家庭訪問して事業所の方針を説明したが納得されず「裁判所」という言葉を出されたことやこれまでのご本人の発言や態度からヘルパーが嫌がっているということだけでは、事業所からの契約解除の理由としては弱い。
 ・契約解除については、事業者から理由を説明すべき。
 ・契約は利用者と事業所の話なので、契約解消の話には行政は入らず、ヘルパーとの直接的な連絡方法についての苦情への対応として中立的な立場で苦情処理担当が立ち会う。

◎植田がみらい奥永氏に電話
 契約解消の話には行政は入らず、苦情への対応として中立的な立場で植田が明日同席すると伝える。

事業所からの契約解除の理由としては弱いという意見も出たが、泉南市の契約後押し支援もあったので、既に先月30日に阪南市もみらいに対して解約通告の同席を承諾していたので、無理に理由をつけてヘルパーとの直接的な連絡方法についての要望への対応として、建前は苦情処理という形でみらいの希望通り(解約の証人として)職員を同席させることを決めた。また、みらいが阪南市は何もしてくれないという話を聞いていたので、会議の時に全員に確認したら、誰も聞いていないという答えであったが、既に後押しの方針が決まっていたので、特に問題視しなかった。

契約解消の話には行政は入らず、電話の件への対応として植田が明日同席するとみらいに伝える。ご本人に植田が同席する旨伝えた方が良いかとみらいに尋ねたが、こちらから説明しますとのことだったので、植田からは同席することをご本人にお伝えしないうまま同席する形になった。

12月4日	◎植田がご本人宅訪問。田脇ケアマネ、みらい西ノ坊社長・奥永氏とともに面談(14時～19時) (面談時間中にヘルパーが生活援助で訪問。) ①みらいは3名のサービス担当者利用が全員に関わるため、中森氏を外して考えることは組織としてできない。中森氏をご本人が受け入れなければ支障できないので、事業所のやり方をご理解いただき、事業所への信頼がないと今後のサービス提供はできないと説明。 ・この話が出るも、以下の②③④の話をに変わり進展せず。	◎植田がご本人宅訪問。田脇ケアマネ、みらい西ノ坊社長・奥永氏とともに面談(14時～19時) みらいは、解約の話をするために訪問したが、ご本人は、ケアマネジャーから電話の件打ち合わせでみらいが来ると聞いていたもので、みらいの訪問を了承した。 本来の電話の件は話のし合いから始まった。 中森氏の電話対応が失礼なので、仕方なく年に1回位ぐらいどうしても必要な時に、一番親しいヘルパーからご本人宅に直接電話をかけてきてほしい、みらいのルールではできないと言うが、了承していただきたとご本人からお願いする。 みらいは、11月30日に阪南市に、解約を了承してもらいたという作り話を伝えていたが、ご本人がヘルパーの電話番号を教えないと裁判に訴えるという作り話を伝えていたが、ご本人の前ではそんな作り話は通じなくて、西之坊社長は、すぐに了承した。 また①中森氏をご本人が受け入れなければ支障できないので、事業所のやり方を、ご理解いただき、事業所への信頼がないと今後のサービス提供はできないと説明の左記文章は南や植田が元々阪南市を正當化する為に意図的に実際の打ち合わせ内容を捻じ曲げて、まことしやかにみらいも解約の話をした様に脚色していたが、実際は解約の「か」も伝えていなかった。この場面で行ったのは、中森さんとは仲良くしてほしいと言っただけであった。
12月4日	◎ご本人からの年に1回位ぐらいどうしても必要な時にヘルパーと直接電話できないのか？という質問。 ・時間の約束はできないが、ヘルパーが事務所に立ち寄る時に直接ご本人に電話することは可能。 ・業務に支障が出るので長電話にならないようにしてほしい。 ・事務所に電話し中森氏が出ると嫌だから、中森氏が出たら無言で切るが了承してほしいとご本人から依頼。 ・中森氏が電話対応したら無言で切ることとは了解する。 ・今は無理でも中森氏と仲良くする方向で考えてほしい。 ④以前にご本人から「障害のある人を簡単に切り捨てるような事業所なら裁断することをする人ではない」と言われ、ヘルパーが不安になっていた。これまでにそんなことをする人ではないと納得してきたが、今は事業所との信頼関係が揺らいでいるので納得することが難しいというみらいの発言。 ・ご本人から「嫌がってるヘルパーに無理に求めてもらうことはできないので、そんな時は自分も反省するので、言ってほしい。」と話される。	今回の電話の件直前までは、1年近く良好な関係であったので、11月30日にみらいが阪南市に話していた解約のためのこれまでの話は、すべて解決していて解約理由にならないとわかっていたので、12月4日には、みらいは、ご本人や田脇ケアマネの前では、阪南市に話していた内容をほとんど話さなかった。 電話の件が解決してしまっただけで、解約理由がなくなってしまう、みらいは解約の話に結びつけようという内容について、すべて解約の話を結びつけよう、みらいはいろいろな理由を持ちかけ、解約理由にならない些細なことまで話したが、ご本人が誠意をもつて時間をかけて話をされ、問題はすべて解決したので、解約の話が一切できなかつた。もちろん②業務に支障が出るので長電話にならないようにしてほしいや④の左記内容は横間が30日に聞いた内容を誤って4日の内容に重複させてしまったもので、実際打ち合わせ時は出ていなかった。 ご本人から「嫌がってるヘルパーに無理に求めてもらうことはできないので、そんな時は自分も反省するので、言ってほしい。」と話されるは、みらいが「みんな気を使っている」と解約のための言いがかりを言った時にご本人が謙虚に、「知りませんでした」と言った時の話であった。 しかし、翌日、みらいから阪南市にそれまで言っていない「ヘルパー全員が行けなくなつた。」という新たな解約理由で解約する旨を伝える形になった。 この時点では、植田はみらいが前向きに継続する為に要望したと勘違いしてしまつた。

12月5日	◎梶間が泉南市野口氏に電話。(9時台) ・梶間より、阪南市民のことで事業者の相談に応じてももらっていることに対しお礼を述べ、昨日の面談について報告。 ①契約解除の話は進展せず。 ②面談中の端々の発言から、みらい側の契約解除の意向は変わらないが、「連絡方法」など派遣継続のための話し合いとなった。 ・野口氏から、みらいから相談を受けており、昨日ご本人宅に訪問すること聞いています。事業所とご本人との関係がざりざりで、事業者側はとにかくいいと思っており、みらいの契約解除の意向が変わらないのは確かであるとうと聴取。 ・ご本人からも泉南市野口氏に電話があるとのこと。	①進展せずという表現は不適切。4日の日には解約の話は一切ご本人には伝えなかった。みらいは30日には阪南市や泉南市には即解約を伝えようと言っていたが、田脇ケアマネジャーやご本人には解約理由が通じないので、何とか解約の話に繋げようと難題を吹っ掛けていたが、ご本人が誠意をもって応えてくれたので悉く難癖は破たんした。正しく表現すれば本来の即解約の通告の計画は成し遂げられなかった。という事であった。②この表現は不適切。正しくは、即解約を伝える事は出来なかったが、かといって中止する気も無く4日の日にはスムーズ二本来の「電話の件」は解決したので多脇氏や植田もこのまま契約は継続するのかもしれないと安心する一幕もあったのでこの様な表現になった。この様な①②の表現になったのはもともと当日出席していた植田もみらいを正当化する為に敢えてごまかした表現になった。て、分からないような表現になった。
◎梶間不在中にみらいから電話あり。(16:29頃)他の職員が受け、「解約の件で連絡あり」とのメモあり。	◎梶間がみらいに電話(17時頃) ・西之坊社長から以下のことを聴取。 ・本日午後、ご本人の担当ヘルパー全員で会議をしてほしいと連絡があり、集まった。 ・昨日の面談時間帯にヘルパーが訪問中で話し合い内容が耳に入り、会議の中で担当ヘルパー達から「事業所との信頼関係が破たんしている世帯にもう今後これ以上援助できない」「信頼関係がない中で訪問すると非難ばかりとなり介護できない」「継続してサービスに入るなら諦めたい」との意見があった。ご本人の担当ヘルパー全員から「もうこれ以上援助を続けられない。」「どの訴えがあり、西之坊社長も納得できなかった。ご本人宅には他のヘルパーも誰も行けないので、明日からのヘルパー派遣ができない。」 ※梶間より、昨日の話は、とりあえず継続方向の話し合いだったのでは、と抗議したが、「説得したが、派遣できるヘルパーがいなくなり、事業者として責任を持ってヘルパー派遣を続けることができなかった。」と話されるばかりだった。	左記内容の解約理由でみらいは梶間氏に伝えていたが、ご本人の話では、みらいはすでに泉南市の野口氏には、4日の打ち合わせの時にすでにご本人から解約の承認を得ていたと伝えていた。そのため、野口氏は、解約の話はすでに円満に解決したと思っていたので、びっくりにしていた。 みらいは、阪南市と泉南市で異なる内容を伝えていた。多脇氏には午後2時過ぎに、電話が入る。多脇氏の話によるとみらいは建前はヘルパーがいなくなりましたと言っていたが多脇氏が、ほんどのところとは尋ねたら奥永が弓場氏を嫌がっていますし私も疲れました。電話の件で弓場氏を説得する自信が有りませんと言ったとの事。多脇氏には30日に伝えていた内容と同じ理由で解約しますと連絡してきたというものであった。

12月6日	◎泉南市野口氏から梶間へ電話(9時台) ・泉南市に昨日みらいから解約について連絡があった。 ・たまたま野口氏からご本人に電話することになったので、「みらいさんからの連絡で、ヘルパーが行けない旨を伝えました。ご本人は、みらいから話を聞いていないかというので、昨日も話したのにみらいが突然断るのがわからないと混乱していたようだった。 ・今朝もみらいから野口氏に連絡があり、ご本人に連絡したのが怒りもあり途中で電話が切れてしまったとのことだった。野口氏から、「申し訳ないことを伝えることと説明責任を最終まで果たすようにみらいに指導したとのこと。 ・今後のヘルパーの調整について野口氏も心配していたので、梶間より「田脇ケアマネに確認する」と伝える。 ◎梶間から田脇ケアマネへ電話(10時台) ・田脇ケアマネは、9時頃～10時頃まで直接みらいに行き、次の事業所を見つけるまで派遣を継続してほしいと依頼したが、「ご本人宅に入れるヘルパーの人材がいなくなったので無理」との一点張りだった。今はすこやか等にヘルパー派遣の調整をしている。急なことだったので、ご本人の生活が心配とのこと。 ◎みらい奥永氏より電話(11時台) ・本日みらい奥永氏が泉南市役所に行き、「激怒されることがわかっているので怖くて、とても事業者が訪問できない。」と相談した。野口氏より、「電話だけでの解約はだめなので、必ず説明責任を果たしてほしい。激怒されることもあるので、男性の関係者、田脇さんや南課長について行ってもらったら。」とのアドバイスがあったとのこと。 ・解約の説明責任は事業所にあること、説明は西之坊社長が行くべきだと、指導する。	5日の解約時、みらいは阪南市と泉南市に異なる解約理由を伝えていた。泉南市野口氏は、みらいからはご本人が事業所が「イヤだ。」と言うのは認めないが、ヘルパーが行きたくないと言ったら、解約を認めるといつてくれたので解約したとなっていた。また野口職員は4日は解約の件で話し合っと思ったと思っていた。 前日5日にみらいがご本人に解約を通告する前にすでに野口氏は解約について聞いていた。 ご本人の話では、みらいから電話があったが、途中でみらいが一方的に電話を切ったとのこと。 みらいが言っていたことと違っていたので、野口氏は、「ご本人も混乱しているので説明責任を果たすように。」とみらいに指導した。 同時刻(10:31)頃、ご本人より南に「みらいに一方的に契約を破棄された。」旨の電話が入る。南は、みらいの一方的な契約破棄を知っていたが、ご本人には「そんないきなりの解約は自治体としても許せません。今すぐ社長を呼び出します。しばらくお待ちください。」と嘘を伝え、ご本人を安心させた。 完全にみらいが、社会通念上許されない解約の仕方をした事でご本人に説明行けず泉南市へ、ご本人を危険な人物に仕立て行けない理由にした。それで野口氏も仕方なくみらいの後押しを阪南市に要望した。
-------	--	---

12月6日	◎梶間から野口氏に電話(11時台) ・「みらい奥永氏の電話内容の確認。」 ・「南課長が訪問する旨は泉南市側が事業者に指導したのか?」と確認したら、野口氏は「あくまでも提案ですが、田脇ケアマナや南課長に同行するよう依頼したかどうか」とアドバースしたこと。 ・野口氏は「必ず事業者から説明責任は果たしてほしい」と指導したが、奥永氏は「とても怖くて事業者が訪問できない。」と言うので、田脇ケアマナや南課長の同行を提案したこと。 ・野口氏は「この話を女性だけで行くと、ご本人が激怒されたり、暴言が出たりするので、説明責任が果たせないし、当然納得してくれない。今後の話をすることも踏まえ、南課長も行ったかどうか?泉南市の数内課長ならとづくに行きます。急遽の解約で今日からヘルパーが来ないのに、南課長が行かないといけないでしょ。」と不快感を出しながら言われたので、梶間も「問題認識はしています。」と厳しい声で伝えた。 ◎西之坊社長が阪南市役所に来所(午後) ・南課長は、事業者側からの即日解約について、西之坊社長を呼び面談。 ・説明責任を果たさないと社会通念上許されないと、西ノ坊社長は十分承知しており、南課長も同行することになる。 ・西之坊社長から即日解約に至った理由と、ご本人への説明をどのように行うのかを聞く。 ・派遣できる人材がいらない中で、仮に命令でヘルパーを無理に訪問させた場合、事故やトラブルがあったら、市や雇用主の責任が問われかねないので、やむを得ないと判断する。 ・田脇ケアマナには明日以降のサービスの調整してもらうように依頼したいとのこと。	泉南市の野口氏から5日の電話による一方的な解約通知は社会通念上許されないと注意されたので、それに対し、みらいは、ご本人は何をするかわからないので怖くて行けないという理由で断ったが、野口氏は、一方的な解約通知は社会通念上許されないもので、すぐに行くように催促した。 みらいは、女性連では行けないと理由を作って野口氏に伝え、野口氏はそれを真に受けて阪南市の課長に進言した。 ご本人は、みらいから一方的な解約を告げられた時も1か月の満予があると思っていたので話し合いたいと伝えしたが、みらいは即解約したかったので、何とか会わないようにするたためにご本人を危険人物にして会わずにそのまま5日の一方的な電話だけで強引に解約を済ませようと思っていた。また、野口氏もみらいとは付き合いが長く、何とかみらいの解約を成就させるために、阪南市に強引に後始末をさせる為に談判してきた。 説明責任を果たさないと社会通念上許されないと、西之坊社長が十分承知していたら一方的な告知無しのサービス停止は無いのであるが、西之坊社長は前日の夜の一方的な電話で解約を済ませようと思っていたが、野口氏に指導され、渋谷阪南市に行かざるを得なかった。梶間も当時はとにかくみらいや泉南市、阪南市を正當化する為に放って身勝手な理屈で書いた。冷静に考えればあまりにもみらいも泉南市も無理な解約を進めていたかが分かる。解約後であったが、阪南市は、阪南市役所にてみらいの解約理由を正當化するために改めて詳しく他の解約理由を聴取した。またみらいの言うことを鵜呑みにして、みらいによる一方的な主張をすべて聴取し記録した。 解約理由は、11月30日の理由と違って新たな「ヘルパーが全員行けない。」というものであった。 南課長もこの理由であれば以前の解約理由よりも理由づけしやすいと思い、ご本人に伝えた。
12月6日		午後14時40頃南課長、みらい西之坊社長、田脇ケアマナがご本人宅を訪問。 南は、一方的な電話によるサービス契約の破棄は無効であるが、面と向かってみらいが解約を通告すれば解約は成立すると諭弁で解約式をした。 ご本人がおかしいと言ったが、南はご本人との話し合いをさせないようにすぐにみらいを帰らせた。そして、この解約は阪南市が預かりますと契約を取り上げた。ご本人が契約書を見せて、あり得ないと訴えたが南は改めて検討しますと、その場を終わらせた。南が後日契約書を取り寄せて調べたところ、ご本人の言うとおりであったのでびっくりしたが、そのまま今回のみらいの契約不履行を正そうとしなかった。 その後、阪南市、みらい、田脇ケアマナは1か月近く何もせずにご本人の生活を混乱に陥れさせた。